単　位　事　務　名	
授　業　料 （受講料を含む）	
根拠及び参考法令	学校教育法　【第６条】 鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例　【第３条】 鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例　【第２条～第８条】 鹿児島県立高等学校授業料関係事務処理の手引き 鹿児島県会計規則　【第３３条第４項第２号】 高等学校授業料収納事務の適正処理について（通知） 【平成２０年１１月２１日鹿教総第５１９号総務福利課長通知】 公立学校等に係る授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律等の施行について（通知） 【平成22年4月1日鹿教総第118号教育長（総務福利課扱い）通知】 県立高等学校授業料等徴収条例，県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則及び県立高等学校入学料の免除に関する規則の一部改正（通知） 【平成22年6月30日鹿教総第210号総務福利課扱い】 県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例，県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則及び県立高等学校入学料の免除に関する規則の一部改正（通知） 【平成26年4月21日鹿教総第78号総務福利課扱い】 県立中学校及び高等学校授業料徴収条例の一部改正について（通知） 【平成27年3月26日鹿教総第777号総務福利課扱い】
項　目	処　理　方　法
授業料の原則不徴収	平成22年度4月以降の授業料の徴収について，規定に関わらず，下記のとおり取り扱うこととする。ただし，平成25年度までに在籍していた生徒（専攻科除く。）に限る。 １　授業料の原則不徴収 県立高校の授業料等については下記２を除き徴収しないこととする。 ※　なお，既に高等学校等を卒業したことがある場合や，修業年限を超えて在学している場合を含む。 ２　授業料等徴収対象者 法の対象とならない以下のものについては，授業料等を徴収することとする。 （１）　専攻科に在籍する生徒（授業料：鹿児島水産高校，野田女子高校） （２）　科目履修生（授業料等：開陽高校） ※　科目履修生の授業料等については，名称を受講料に統一する予定としている。 ３　授業料減免制度の取り扱い （１）専攻科に在籍する生徒 経済的理由から生徒が修学を断念することがないよう，引き続き授業料減免を実施する。 【平成22年4月1日鹿教総第118号教育長（総務福利課扱い）通知】
授業料の不徴収制度廃止等	平成26年4月以降の公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し，公立高等学校の生徒についても就学支援金の支給の対象とする。（※１）
就学支援金の支給の制限	保護者等の収入状況に照らして，就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められない者として政令で定める者（※２）については，就学支援金を支給しない者とする。 ※１　詳しくは就学支援金制度の項にて説明 ※２　保護者等の世帯年収が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額で50万7000円以上の者

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td>授業料の額</td><td>
県立高等学校に在籍する生徒（徴収条例第10条及び第13条を除き，以下「生徒」という。）（徴収条例第3条第1項に規定する生徒を除く。）については，在学中出席の有無にかかわらず，次の表に定める区分に応じ同表に定める額の授業料を徴収する。
<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>授業料の額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">全日制の課程</td><td colspan="2">(1) 単位制によらないもの</td><td>生徒1人につき
年額　118,800円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2) 単位制によるもの</td><td>ア 高等学校就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。）第3条第2項第1号に掲げる者及び当該県立高校に在学した期間が36月を超える者</td><td>1単位につき
4,455円</td></tr>
<tr><td>イ 単位制高等学校教育規定（昭和63年文部省令第6号）第7条の規定の適用を受ける者</td><td>1単位につき
4,455円</td></tr>
<tr><td>ウ　ア及びイに掲げる以外の者</td><td>生徒1人につき
年額 118,800円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">定時制の課程</td><td colspan="2">(1) 単位制によらないもの</td><td>生徒１人につき
年額　　32,400円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2) 単位制によるもの</td><td>ア 就学支援金支給法第3条第2項第1号に掲げる者及び当該県立高校に在学した期間が48月を超える者</td><td>1単位につき
1,620円</td></tr>
<tr><td>イ 単位制高等学校教育規定第7条の規定の適用を受ける者</td><td>1単位につき
1,620円</td></tr>
<tr><td>ウ　ア及びイに掲げる以外の者</td><td>生徒1人につき
年額 32,400円</td></tr>
<tr><td colspan="3">専攻科</td><td>生徒1人につき
年額118,800円</td></tr>
</table>
【徴収条例第２条】
</td></tr>
<tr><td>受　講　料</td><td>
1　通信制の課程の教育を受ける生徒については，科目の履修単位数に応じ，科目ごとに１単位につき310円の受講料を徴収する。
2　通信制の課程の教育を受ける生徒の受講料の有効期間は，納付した月から2年間とする。
【徴収条例第３条】
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td>科目履修生の授業料及び受講料</td><td>1　単位制の課程を置く県立高校において，当該単位制の課程における特定の科目を履修する者（以下「科目履修生」という」。）のうち，全日制の課程又は定時制の課程の教育を受けるものについては，履修単位数１単位につき，4,455円の授業料を徴収し，通信制の課程の教育を受けるものについては履修単位数1単位につき310円の受講料を徴収する。
2　通信制の課程の教育を受ける科目履修生の受講料の有効期間は，納付した月から２年間とする。
【徴収条例第４条】</td></tr>
<tr><td>学校間連携における授業料</td><td>1　単位制によらない全日制の課程の生徒が，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第97条第1項の規定により単位制の課程を置く県立高校（通信制の課程を除く。）において一部の科目の単位を修得しようとする場合において，当該生徒が在籍する県立高校の週当たりの授業時数の授業を受けることにより修得することができる単位の数を超える数の単位を修得しようとするときは，当該生徒については，当該超える数の単位については，1単位につき4,455円の授業料を徴収する。
2　単位制による全日制の課程の生徒が，規則第97条第1項の規定により単位制によらない全日制の課程を置く県立高校において一部の科目の単位を修得しようとするときは，当該生徒については，1単位につき4,455円の授業料を徴収する。
【徴収条例第５条】</td></tr>
<tr><td>併修における授業料</td><td>次の表の左欄に掲げる課程の生徒が，規則第97条第3項において準用する同条第1項の規定により同表の中欄における課程において一部の科目の単位を修得しようとするときは，当該生徒については，同表の右欄に掲げる額の授業料を徴収する。
<table>
<tr><th>左　　欄</th><th>中　　欄</th><th>右　　欄</th></tr>
<tr><td>単位制による全日制の課程</td><td>単位制による定時制の課程</td><td>1単位につき　4,455円</td></tr>
<tr><td>単位制による定時制の課程</td><td>単位制による全日制の課程</td><td>1単位につき　1,620円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通信制の課程</td><td>単位制による全日制の課程</td><td>1単位につき　1,620円</td></tr>
<tr><td>単位制による定時制の課程</td><td>1単位につき　1,620円</td></tr>
</table>
【徴収条例第６条】</td></tr>
<tr><td>転学者等の授業料</td><td>1　学年の中途から転入学し，又は編入学した生徒については，月割によってその月から授業料（その額が年額により定められている授業料に限る。以下授業料徴収条例第7条及び第8条（第4項及び第6項を除く。）において同じ。）を徴収する。ただし，他の県立高校から転入学した生徒については，その月分の授業料は重複して徴収しない。
2　生徒が月の中途において退学（転退学を含む。）し，又は死亡した場合においては，その月分の授業料は徴収する。
3　休学を許可された生徒については，徴収条例第2条の規定にかかわらずその月の翌月（月の初日に休学を許可された場合においては，その月）から復学した月の前月までの月分の授業料は徴収しない。
【徴収条例第7条】</td></tr>
</table>

項　　目	処　　理　　方　　法
就学支援金受給権者の授業料及び受講料	徴収条例第2条，第3条第1項及び第5条から前条までの規定にかかわらず，就学支援金支給法第4条の認定を受けた生徒については，当該生徒に係る就学支援金支給法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の額に相当する額の授業料又受講料を徴収する。 【徴収条例第７条の２】
授業料及び受講料の納付期限等	１　授業料は月割とし，毎月１５日までに，その月分を納付しなければならない。ただし，次の各号に掲げる月分の授業料は当該各号に定める期限までに納付しなければならない。 （１）第１学年の４月分　　４月３０日 （２）８　月　分　　９月１５日 （３）学年の中途において転入学し，又は編入学した場合におけるその月分転入学又は編入学の日から起算して１５日を経過した日 ２　前項の規定にかかわらず，授業料は，その年額の全部又は一部を前納することができる。 ３　第１項に定める授業料の納付期限が鹿児島県立高等学校学則（昭和２７年鹿児島県教育委員会規則第８号）第７条に規定する休業日（以下「学校休業日」という。）に当たるときは，同項の規定にかかわらず，その日後において最も近い学校休業日以外の日をその期限とみなす。 ４　単位制による全日制の課程の授業料（その額が単位に応じて定められている授業料に限り，徴収条例第5条及び第6条の授業料を含む。），単位制による定時制の課程の授業料（その額が単位数に応じて定められている授業料に限り，同条の授業料を含む。），通信制の課程の受講料並びに科目履修生の授業料及び受講料は，受講申込みの際に納付しなければならない。 ５　就学支援金支給法第4条の認定の申請又は就学支援金支給法第17条の規定による届出（以下「申請等」という。）をした生徒（次項に規定する生徒を除く。）の当該申請等の日の属する月分から当該申請等の結果についての通知（以下「結果通知」という。）があった日の属する月分までの授業料の納付期限は，第１項の規定にかかわらず，同月の翌月15日とする。 ６　申請等をした単位制又は通信制の課程の教育を受ける生徒で第４項の受講申込みの対象となる受講期間（以下「対象期間」という。）に係る結果通知を受けていないものの当該受講申込みに係る授業料（徴収条例第5条の授業料を除く。次項において同じ。）又は受講料の納付期限は，第４項の規定にかかわらず，対象期間に係る最終の結果通知があったた日の属する月の翌月末日とする。 ７　第３項の規定は，第２項に規定する授業料又は受講料の納付期限について準用する 【徴収条例第８条】
歳入の調定	歳入徴収者は，歳入を徴収しようとするときは，調定票により調定しなければならない。 県立学校授業料にあっては，年度当初に調定しなければならない。 ただし，年度の中途で徴収すべき事実が発生したときは，その発生の日に調定しなければならない。　【会計規則第３３条第４項第２号】